

障がい者活躍推進計画

令和2年4月

鳥取県人事委員会

機関名	鳥取県人事委員会事務局
任命権者	鳥取県人事委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鳥取県人事委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	鳥取県人事委員会事務局においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者を含めた採用等は知事の事務部局を中心に実施されているため、過去障がい者の採用・配置は当事務局単独では行われず、また、組織的な体制整備についても特段行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事委員会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員からの相談に応じる相談員を設定し、当該職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、知事の事務部局とも連携し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談員への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○現在、各任命権者が計画的に障がい者を採用するために、人事委員会において身体障がい者及び精神障がい者の採用試験を実施しているが、当該募集に当たっては、受験対象者に広く情報が行き届くよう、関係機関等へ幅広く周知を行うとともに、受験時における合理的配慮を適切に行う。